



埼玉県マスコット
「コバトン」と「さいたまっち」

令和6年度 第2回埼玉県教育局 学校保健説明会

期 日:令和7年3月26日(水)
13:30~16:00
(サイトオープン 13:00)

主催
埼玉県教育委員会

令和6年度 第2回埼玉県教育局学校保健説明会開催要項

1 趣 旨

学校保健活動に関する業務や健康課題について連絡協議し、健康教育の推進を図る。

2 日 時

令和7年3月26日（水）13：30～16：00（サイトオープン 13時00分）

3 対 象

県立学校 保健担当者（養護教諭・保健主事等） ※各校2アカウントまで入室可

4 開催方法

Microsoft teams によるオンライン開催

5 参加方法

電子申請システムによる申し込み（別紙1参照） ※事前アンケートを兼ねています

6 日 程

13:00	13:30	14:00	14:05	14:35	15:00	15:40	15:55	16:00
サイト オープン	事務連絡 (対象) 県立特別支援学校	開会	行政 説明	長期研修 報告	グループ 協議	質疑応答	閉会	
Microsoft teams 操作テスト								

7 内 容

- (1) 事務連絡 校務支援システム保健機能の運用について
※県立特別支援学校で導入している校務支援システムに関する
内容が中心となります。
- (2) 行政説明
 - ・令和7年度定期健康診断（変更点）について
 - ・学校医等に関すること
 - ・その他（事前質問より）
- (3) 長期研修報告
- (4) グループ協議
- (4) 質疑応答

8 そ の 他

- (1) 説明会及び資料に関する案内を、3月19日（水）までに参加申し込み時に登録されたメールアドレスに送付します。3月21日（金）9時時点でメールが確認できない場合は、担当まで御連絡ください。
- (2) カメラ及びマイクが使用できる環境で参加するよう御準備ください。
- (3) 県立高校学校所属の参加者は、開会（14時）からの参加でも差し支えありません。

事務連絡

校務支援システム(特別支援学校)について
(特別支援教育課)

令和7年度 校務支援システムの運用について

特別支援教育課

	令和6年度			令和7年度												令和8年度		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
特教課	校長会 副校長・教頭会																	
	校務支援システム情報サイト（教職員ポータルサイト内）・・・QA集の掲載																	
	マニュアル・説明動画配布			説明動画配布・校務支援だよりの発行														
SATT（業者）	運用サポート（ヘルプデスク）																	
学校	基礎データの確認			校内向け研修会（説明動画の活用）														
	新年度準備			運用に向けた校内の調整														
出席簿	試行運用			本格運用														
指導要録	試行運用			段階的運用（※校内の準備が整った学校から）												本格運用		
教育支援プランA	試行運用			段階的運用（※校内の準備が整った学校から）												本格運用		
教育支援プランB	試行運用			段階的運用（※校内の準備が整った学校から）														
通知表	試行運用			段階的運用（※校内の準備が整った学校から）														
保健管理機能	試行運用															本格運用		
その他の機能	試行運用																	

校務支援システム 操作動画一覧

～保健～

	内容	URL
1	入力(保健室来室記録)	https://youtu.be/6W72LLCTCgg
2	印刷(保健室来室記録)	https://youtu.be/CYWxCLti72c
3	入力(保健日誌)	https://youtu.be/nzL3yGOsABU
4	印刷(保健日誌)	https://youtu.be/3wrhENbvBh4
5	入力(健康診断CSV)	https://youtu.be/v7NDkMGDKkQ
6	入力(健康診断一般 一覧入力)	https://youtu.be/Ln_TrHabk6M
7	入力(健康診断一般 個人入力)	https://youtu.be/zMxMzKE_jBU
8	入力(健康診断歯・口腔 一覧入力)	https://youtu.be/4qTkSznD990
9	入力(健康診断歯・口腔 個人入力)	https://youtu.be/4qTkSznD990
10	印刷(健康診断)	https://youtu.be/1pkGm2tMKD0

行政説明

- 1 健康教育・学校安全に関すること
(保健体育課)
- 2 学校におけるメンタルヘルスリテラシーの
向上に向けて
(生徒指導課)

行政説明

埼玉県教育局県立学校部保健体育課

1

児童生徒等の健康診断について

令和6年9月26日付け【教保体第1066-1、1066-2号】

「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」

- 1 健康診断の実施時期及び学校医等の確保について
- 2 **検査項目以外の項目を追加**した健康診断の実施について
- 3 児童生徒等の**プライバシーや心情に配慮**した健康診断の実施について
- 4 **健康診断を受けることができなかった児童生徒等**への健康診断の対応について
- 5 健康診断における**月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等**の実施について
- 6 健康診断と**学校保健計画**について

学校健康診断実施上の留意点

学校医 / 教育委員会・学校共通

学校における健康診断の目的と役割

学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく2つある。

- 実施における健康診断を踏まえて、学校生活に於ける生活習慣の改善を図ることについて指導を行う「フィードバック」、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして保健指導に役立てること

学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第6条）

1～10の項目については、学校の保健医及び学校の責任で、必要範囲の日数を実施する。

1 身長及び体重	2 血液検査
3 視力及び聴力検査に異常な結果の発見及び異常の程度	4 歯牙及び歯肉
5 視力の低下及び異常の程度	6 視覚野検査及び視覚機能の検査
7 聴力の低下及び異常の程度	8 聴力の検査
9 心臓の異常及び異常の程度	10 尿
11 生活習慣の調査及び異常の程度	

（その他の項目）

12 1～10以外に「11.その他の検査及び異常の程度」の検査として健康診断を実施する場合は、健康診断の機会を有効的に活用して学校の健康及び生活習慣の改善を図るため、必要範囲の検査を実施することとを明示し、健康指導に役立て、必要と判断した場合に実施する必要がある。

（参考）健康診断の実施に関するガイドライン（令和6年9月26日）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/school/health/index.html>

2

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した 健康診断の実施について

令和6年2月26日付け【教保体第1725-1、1725-2号】
「児童生徒等の健康診断時における配慮について」

【教職員・学校長用】

検査・診療時の対応及び服装についての留意点

正確な検査・診療の実施と児童生徒等のプライバシー保護の観点から、必ず学校が、学校医及び検査機関と事前に相談のうえ、学校の事情や児童生徒等の発達段階等に応じて実施してください。

◆プライバシー等への配慮

①すべての検査・診療で可能な限り個別（個別や時間的工夫）について検討している。
②個別に実施できない場合は、検査・診療する児童生徒や保護者の理解を得るよう配慮する。
③検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。
④検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。

◆児童生徒等及び保護者の理解

①児童生徒等
・検査の目的や方法、検査の場所、検査の時間、検査の服装などについて説明を行う。
・検査の目的や方法、検査の場所、検査の時間、検査の服装などについて説明を行う。
・検査の目的や方法、検査の場所、検査の時間、検査の服装などについて説明を行う。

◆当日 トラブルを避けるための取組

①検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。
②検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。
③検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。

◆内科検診における留意点

①検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。
②検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。
③検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。

・学校医及び検査機関と事前に相談のうえ、
学校の実情や児童生徒の発達段階等に応
じて実施すること

・児童生徒及び保護者の理解が得られる
よう、事前に丁寧に説明を行うこと

・必要に応じて、管理職や保健主事も同席し、
組織的に対応を行うこと。
・学校医と共通理解した内容については、他
の教職員にも周知すること。

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

3

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した 健康診断の実施について

令和6年2月26日付け【教保体第1725-1、1725-2号】
「児童生徒等の健康診断時における配慮について」

ほけんだより（例）

令和〇年〇月〇日
〇〇学校

内科検診のお知らせ

本校では、児童生徒の健康診断を実施しています。検査の目的や方法、検査の場所、検査の時間、検査の服装などについて説明を行います。検査の目的や方法、検査の場所、検査の時間、検査の服装などについて説明を行います。

目的

〇〇〇〇〇〇〇〇

内科検診によって発見される異常や疾患の例

①検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。
②検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。
③検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。

検査方法

①検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。
②検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。
③検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。

プライバシー等への配慮

①検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。
②検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。
③検査・診療の時間や場所を工夫し、児童生徒の不安を軽減するよう配慮する。

・学校医及び検査機関と事前に相談のうえ、学校
の実情や児童生徒の発達段階等に応 じて実施す
ること

・児童生徒及び保護者の理解が得られる
よう、事前に丁寧に説明を行うこと

・編集可能
・イラストの活用可能（無料配布のみ）

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

4

健康診断を受けることができなかった
児童生徒等への健康診断の対応について

	在籍数	全項目未受診		一部項目未受診					
				尿検査未受診		歯科健診未受診		内科健診未受診	
		不登校	その他	不登校	その他	不登校	その他	不登校	その他
市町村立 学校	418670	2034	431	2555	2090	5589	7942	5123	6163
		0.5%	0.1%	0.6%	0.5%	1.3%	1.9%	1.2%	1.5%
		2465		4645		13531		11286	
		0.6%		1.1%		3.2%		2.7%	
県立学校	107468	275	107	463	1228	621	3099	518	1493
		0.3%	0.1%	0.4%	1.1%	0.6%	2.9%	0.5%	1.4%
		382		1691		3720		2011	
		0.4%		1.6%		3.5%		1.9%	

5

健康診断を受けることができなかった
児童生徒等への健康診断の対応について

◆学校保健安全法施行規則（時期）第5条

法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることができなかった者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。

2 第一項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者（第六条第三項第四号に該当する者に限る。）については、おおむね六か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。

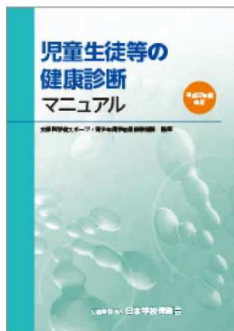
6

月経随伴症状等への対応

○令和3年12月14日付け 事務連絡

「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について」

- ・毎年度定期の健康診断を実施する際の保健調査票等に女子の月経随伴症状を含む月経に伴う諸症状について記入する欄を設け、保護者にもその記入について注意を促すなどにより、**所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげたりするなど、適切に対応**



(参考)

児童生徒の健康診断マニュアル 平成27年度改訂

(公益財団法人 日本学校保健会)

P99～ 1 産婦人科医への相談基準 等

健康相談・保健指導の体制づくり

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

7

色覚検査

○平成14年3月29日付け 14文科ス第489号「学校保健法施行規則の一部改正等について(通知)」
学校保健法施行規則一部改正(平成15年4月1日)

- ・色覚検査において異常と判別されるものであっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能・・・
・・・色覚検査を必須の項目から削除

・色覚の検査の必須項目からの削除に伴う留意事項について

今後も学校医による健康相談において、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て**個別に検査、指導**を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること。

・学校における色覚異常を有する児童生徒への配慮

教職員は、色覚異常について正確な知識を持ち、常に色覚異常を有する児童生徒がいることを意識して、色による識別に頼った表示方法をしないなど、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行う必要があること。

○平成26年5月23日付け 教保体第332号「学校保健法施行規則の一部改正等について(通知)」

○平成27年12月7日付け 教保体第1600号「色覚の検査における対応について」

IV その他健康診断の実施に係る留意事項 2 色覚の検査について

- ・・・児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職に当たって初めて色覚による就業規制に直面するという実態の報告や、保護者等に対して色覚異常及び色覚の検査に関する基本的事項についての周知が十分に行われていないのではないかという指摘もある。

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

8

健康観察

○学校保健安全法 第9条(保健指導)

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(中略)に対して必要な助言を行うものとする。

○健康観察の目的

- ・子供の心身の健康問題の早期発見・早期対応を図る。
- ・感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
- ・日々の継続的な実施によって、子供に自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。

参考

- ・教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応(平成21年3月 文部科学省)
- ・学校保健の課題とその対応～令和2年度改訂～(令和3年3月、日本学校保健会)

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

健康観察

○健康観察の留意点

- ・複数の観察者による観察を行う
- ・観察したことを記録・整理し、教職員同士、必要に応じて保護者、関係機関等との情報を共有する
- ・身体的健康だけでなく、メンタルヘルスの視点も含めることが大切

○健康観察の活用

- ・感染症及び食中毒などの集団発生の早期発見に役立てる
- ・いじめ、不登校経口、虐待等の早期発見に役立てる
- ・個々及び集団の健康課題を把握する資料とする
- ・健康相談及び保健指導につなげる
- ・健康診断の資料とする
- ・家庭訪問時や保護者面談時の資料とする
- ・休業中の保健指導計画等の参考資料とする
- ・学校保健計画立案の参考資料とする

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

健康観察

○危機発生時の健康観察のポイント

- ・災害や事件・事故発生時における子供のストレス症状の特徴を踏まえたうえで、健康観察を行う
- ・心の症状のみならず、複数や頭痛、眠れない、食欲不振などの身体症状にも注目して行う
- ・健康観察結果を記録に残す

○子供に現れやすいストレス症状の健康観察のポイント

体の健康状態	・食欲の異常(拒食・過食)はないか ・睡眠はとれているか ・吐き気、嘔吐が続いていないか ・下痢、便秘が続いていないか ・頭痛が持続していないか ・尿の回数が異常にふえていないか ・身体がだるくないか
心の健康状態	・心理的退行現象(幼児帰り)が現れていないか ・落ち着きのなさ(多弁・多動)はないか ・イライラ、ビクビクしていないか ・攻撃的、乱暴になっていないか ・元気がなく、ぼんやりしていないか ・孤立や閉じこもりはないか ・無表情になっていないか



のケアへラインを見逃さないために〜(平成26年3月 文部科学省)から
 学校における子供の心のケア(平成26年3月 文部科学省)から

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

11

感染症対策



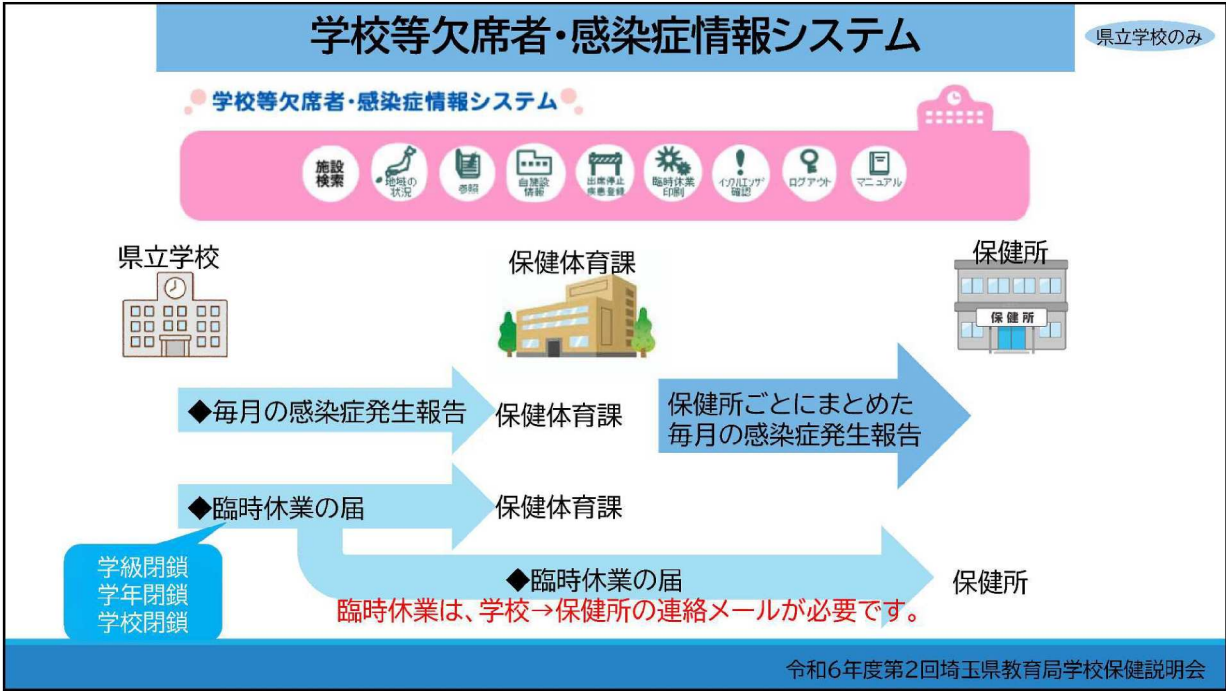
学校における感染症発生時の対応－第3版－
 (令和4年3月、埼玉県学校保健会、埼玉県教育委員会)

速報が必要な感染症

麻しん、結核、食中毒 ※全て「疑い」含む

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

12



13

急性呼吸器感染症(ARI)

Q1：急性呼吸器感染症とは何でしょうか。インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症とは違うのですか。

A1：
急性呼吸器感染症(AcuteRespiratoryInfection:ARI)とは、急性の上気道炎(鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎)又は下気道炎(気管支炎、細気管支炎、肺炎)を指す病原体による症候群の総称です。インフルエンザ、新型コロナウイルス、RSウイルス、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナなどが含まれます。

Q2：なぜ急性呼吸器感染症を5類感染症に位置付けるのでしょうか。

A2：
急性呼吸器感染症(ARI)は、飛沫感染等により周囲の方にうつしやすいことが特徴です。新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、①こうした流行しやすい急性呼吸器感染症の流行の動向を把握すること、また、②仮に未知の呼吸器感染症が発生し増加し始めた場合に迅速に探知することが可能となるよう、平時からサーベイランスの対象とするために、感染症法の5類感染症に位置付けることとしました。これにより、公衆衛生対策の向上につながると考えています。

Q9：急性呼吸器感染症が5類感染症に位置付けられることで、風邪も就業制限や登校制限の対象となるのでしょうか。

A9：
急性呼吸器感染症(ARI)が5類感染症に位置付けられることで、就業制限や登校制限の対象とはなりません。インフルエンザ等の個別の感染症について定められている運用についても変更はありません。

出典：急性呼吸器感染症(ARI)よくある質問(Q&A)(厚生労働省HP)

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

14

食物アレルギーへの対応

(県立学校)R6.11.12付け【教保体第1223号】、
(市町村教育委員会宛て)R6.11.25付け【教保体第1265号】
「食物アレルギー・アナフィラキシー対応の徹底について(通知)」

- ◆「学校における食物アレルギー対応マニュアル」等を参考とした
対応の見直し、組織的な対応の徹底
- ◆「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の活用
→アレルギー状況の**正確な把握**、**全教職員への情報共有**、
児童生徒に対する注意喚起等
- ◆家庭科での調理実習時の留意点
→**食材等の事前確認**
→**保護者や関係機関との情報共有**

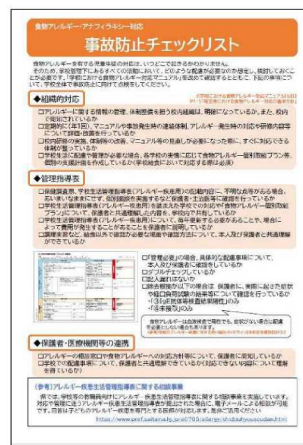


令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

15

食物アレルギーへの対応

R6.12.18付け【教保体第1400号】
『『食物アレルギー・アナフィラキシー事故防止チェックリスト』を活用した対応の徹底について(通知)」



令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

16

緊急時医薬品投与に関する校内研修資料集

①はじめに PDF

各資料の内容や活用方法について説明しています。

②研修スライド PPT

各学校の実態に応じて、校内研修資料を作成することができます。

③動画 MP3

youtube 限定動画配信でも視聴可

アレルギー
てんかん
糖尿病

④事前・事後チェックリスト word

研修前後の活用で、研修目的の共有や研修成果の把握ができます。

⑤FAQ PDF

各疾患や医薬品について、よくある質問と回答をまとめています。

⑥シミュレーション研修 PDF

シミュレーション研修の方法や必要な資料をまとめています。

資料はDVDで、各学校1部ずつ配布しています。

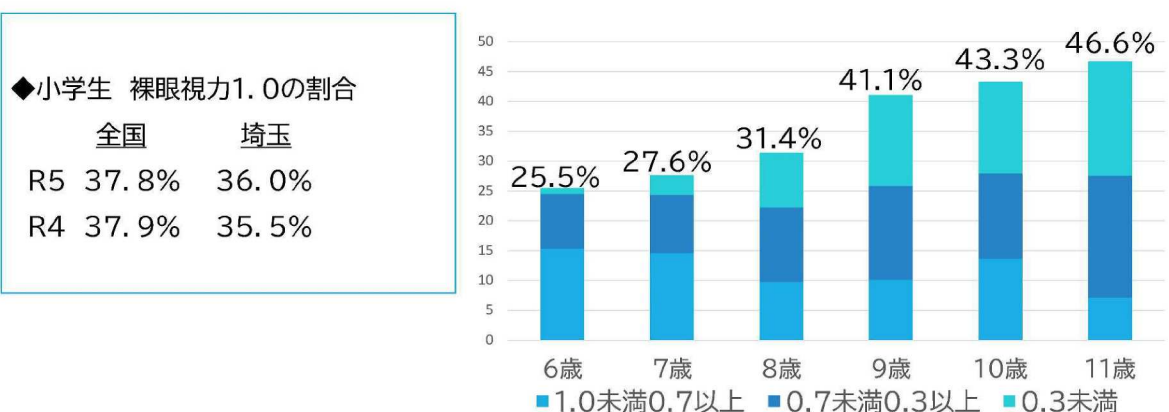
令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

17

健康に配慮したICT機器の適切な使用について

令和5年度学校保健統計調査結果

小学生 年齢別 裸眼視力1.0未満の者の割合 (埼玉県)



令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

18

健康に配慮したICT機器の適切な使用について

令和6年8月16日付け【保体課・事務連絡】
「子供の目の健康を守るための啓発資料について」



<視力低下の環境要因>

- ・屋外で過ごす時間の減少
- ・端末の使用を含め、近い所を見る作業の増加

<視力低下や近視の予防にできること>

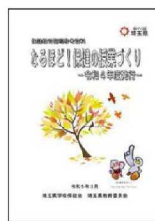
- ・屋外で過ごすことを増やしましょう
- ・できる限り、近い所を見る作業は短くしましょう

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

19

性に関する指導

保健教育指導参考資料 なるほど！保健の授業づくり -令和4年度発行-
令和5年3月 埼玉県学校保健会 埼玉県教育委員会



I 学校における保健教育の必要性	P. 1
II 学習指導要領(体育・保健体育)の考え方	P.11
III 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	P.21
IV 授業づくりのポイント	P.30
V 学習指導要領に基づく指導と評価	P.43
VI 領域ごとの指導内容	P.70
VII 指導事例	P.83
VIII 参考文献等	P.115

- 性に関する指導のポイント？
○体育・保健体育における性に関する指導の内容は？
○性に関する指導に関する「はじめて規定」とは？ その捉え方は？
○発展的な内容を教えてもいいの？
○性に関する指導における外部講師の活用については？
性に関する指導のポイント

令和7年度の関連事業(予定)

○「性に関する指導」指導者研修会
令和7年8月5日(火)オンライン

○「性に関する指導」授業研究会
令和7年10～11月頃に、小・中・高を会場として開催

○「性に関する指導」課題解決検討委員会
・発達段階に応じた効果的な「性に関する指導方法」の研究を行う。
・後述する「生命(いのち)の安全教育」を関連付けた好事例の収集

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

20

生命(いのち)の安全教育

生命(いのち)の安全教育

【目標】

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

埼玉県では・・・第4期埼玉県教育振興基本計画の「目標Ⅱ 豊かな心の育成」の「施策8」に位置付けられている。

目標Ⅱ 豊かな心の育成

施策8

人権を尊重した教育の推進

- 学校・家庭・地域における人権教育の推進
- 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善
- 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成
- 子供を性暴力の当事者にならないための教育の推進
- 様々な人権課題に対応した教育の充実
- 虐待から子供を守る取組の推進

子供を性暴力の当事者にならないための教育の推進

- 子供たちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう生命の尊さを学ぶ取組を通して、一人一人を尊重することができる児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。
- 児童生徒が性に関する情報を正しく選択して適切に行動できるようになるために、学習指導要領*に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導に取り組みます。

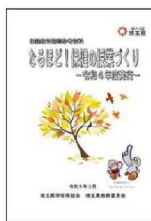
- ・「性に関する指導」や「人権教育」と関連付けながら取り組んでいく。(保健の授業、学級活動、全校集会等)
- ・文部科学省のスライド教材や動画教材を積極的に活用していく。 https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html
- ・授業以外の教育活動(例：発育測定時、長期休業前の生活指導、不審者情報共有時、受験期の留意事項指導等)においても取り組むことができる。(学校全体の共通理解が不可欠)
- ・県として好事例を収集していくので、各校で取り組んだ際は、記録(写真・対象・教科や活用した教材等)しておく。

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

21

がん教育

保健教育指導参考資料 なるほど！保健の授業づくり ー令和4年度発行ー
令和5年3月 埼玉県学校保健会 埼玉県教育委員会



- | | |
|-----------------------------|-------------|
| I 学校における保健教育の必要性 | P. 1 |
| II 学習指導要領(体育・保健体育)の考え方 | P.11 |
| III 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 | P.21 |
| IV 授業づくりのポイント | P.30 |
| V 学習指導要領に基づく指導と評価 | P.43 |
| <u>VI 領域ごとの指導内容</u> | <u>P.70</u> |
| VII 指導事例 | P.83 |
| VIII 参考文献等 | P.115 |

○がん教育の基本的な考え方や効果的な進め方は？

外部講師の活用について

- 各学校に送付済の「埼玉県がん教育外部講師リスト」を積極的に活用し、学校から直接、リストに掲載されている外部講師に連絡をとり、指導依頼することができる。
- 講師謝金は原則として学校予算となるが、国の委託事業等を活用して謝金を支払うことが可能な場合には別途通知する場合がある。

令和7年度の関連事業(予定)

- がん教育指導者研修会
令和7年8月22日(金)～
9月18日(木)動画配信
- がん教育授業研究会
令和7年10～11月頃に、小・中・高を会場として開催
- がん教育推進連絡協議会
・学校関係者、医療機関関係者、学識経験者、がん経験者、行政関係者等を構成員とし、学習指導要領に対応したがん教育に関する計画作成について指導・助言するとともに、取組成果について検証する。

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

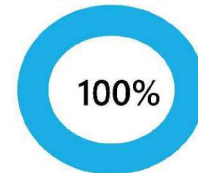
22

薬物乱用防止教育の推進

- ・薬物乱用防止教室は、**学校保健計画に位置付け、年1回以上、開催**する。
- ・薬物乱用防止教室において、**大麻や危険ドラッグの危険性**について触れ、**実態に応じて、医薬品の過量服薬の害**などについても指導する。
- ・教職員、生徒だけでなく、**保護者や地域住民に参加を求めて開催**する。
- ・日時や場所だけでなく、**学校がこのような取組を行う理由を周知**するなどして薬物乱用防止教室を実施する意義について理解を得る。
- ・学校薬剤師、警察職員、保健所職員、薬物乱用防止指導員等の**外部講師**の協力を得て、最新の情報収集に努める。

※市販薬の過量服薬

Q 薬物乱用防止教室を実施しましたか？



令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

23

薬物乱用防止教育の推進

○エナジードリンク

- ・16歳の健康な男子がカフェイン飲料を一気に飲み過ぎたことで死亡する事件があった。
- ・2017年(一社)全国清涼飲料連合会 カフェイン過剰摂取に対する注意文書
「カフェインを含む飲料水、医薬品などを同時期に飲用した場合、過剰摂取となる可能性があります。特にカフェイン含有医薬品と同時期に飲用しないでください。」
- ・ドーピングにおいては、カフェインは禁止薬物にはなっていないものの、スポーツにおける乱用のパターンを把握するために監視することを望むものの一つとしてされており、使用状況によっては、今後禁止薬物となる可能性も指摘されている。

参考)カフェインの過剰摂取について(農林水産省)、食品に含まれるカフェインの過剰摂取について(消費者庁)



令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

24

ギャンブル等依存症

R6.11.6付け教保第1240-枝番号(1:県立高校 2:県立伊奈学園中学校 3:各市町村教育委員会教育長)
「ギャンブル等依存症予防啓発ポスターの活用について(依頼)」

◆中高生向けのギャンブル等依存症予防啓発ポスター

- ・長期休業前後に掲示
 - ・ギャンブル等依存症問題啓発週間(毎年5月14日～5月20日)等に掲示
- 今後は、保護者が来校する保護者面談の期間にポスターを活用するなど、継続的に啓発いただく。



◆高等学校保健体育(科目保健)の授業との関連

- ・「(1)現代社会と健康 (2)精神疾患の予防と回復」の内容で、「ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。」ことが示されていることから、授業とも関連させてポスターを活用することも効果的である。

◆中学校段階からの系統的な指導について

- ・ギャンブル等やゲームなどの嗜癖行動は開始年齢が早いほど、「依存症」に陥りやすいと言われており、ギャンブル等やゲームなどにのめり込まないようにするためには、これまで喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育でも行われているように、**ストレスに対する適切な対処方法**を身に付ける必要がある。
- ・オンラインゲーム等で課金して、ゲーム内で用いるアイテム等を獲得する「ガチャ」は、ギャンブル等と同じように偶然によって利益を得ることができる度合いが高く、**ギャンブル等につながる危険性があると言われて**いることから、スマートフォン等情報端末の適切な使用についても指導が必要である。

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

25

メンタルヘルスリテラシー教育

経緯

- ・いじめ・不登校・自殺等の増加
- ・子供たちの悩みや不安、心の不調を早期発見、早期対応し、困難を抱える児童生徒を支援する体制の強化が必要

令和2年11月
東京大学大学院と「学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた教育の充実に関する協定」を締結

研究推進校

令和3年度：中学校8校 高等学校5校
令和4年度：中学校8校 高等学校5校
令和5年度：中学校8校 高等学校5校
令和6年度：小学校8校 中学校6校



令和2年11月、東京大学大学院と協定締結式(左:協定)と市立東浦小学校(右)

埼玉県メンタルヘルスリテラシーツール



- ・児童生徒向け授業教材
- ・教職員向け研修資料
- ・保護者向け啓発資料

令和6年4月 県内公立学校に配布



研究推進校における授業の様子(左上)と保護者動画視聴の様子(右下)



教職員向けリーフレット(一部)

26

埼玉県スクールヘルスリーダー派遣事業 埼玉県スクールヘルスサポーター派遣事業

スクールヘルスリーダー		スクールヘルスサポーター
①経験年数の短い養護教諭が勤務する学校 ②中堅養護教諭研修対象者が勤務する学校	対象	複数配置基準に満たない大規模校(小中高) 児童生徒数が300人以上の特別支援学校
資質向上	目的	健康診断に係る業務負担軽減
令和7年4月～令和7年12月	期間	令和7年4月～令和7年7月
年2～3回、1回あたり2時間	回数・時間	年3回、1回あたり4時間
経験年数3年以上	募集要件	経験年数10年以上

- ・申請は、県立学校→学校長、市町村立学校→市町村教育委員会
- ・申請者が、退職養護教諭を探し、調整する必要がある
(事務局が登録者リストを作成するが、必ずしも条件に当てはまる方がいるとは限らないため)
- ・申請期間 スクールヘルスリーダー：①～令和7年4月3日12時 ②令和7年4月10日～5月30日
スクールヘルスサポーター：～令和7年4月3日

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

27

その他 (学校保健・学校安全・学校給食参考通知集)

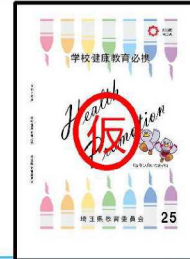
The screenshot shows the official website of the Saitama Prefecture Education Committee. The main navigation bar includes links for 'Top Page', 'About Saitama', 'Health and Welfare', 'Culture and Education', 'Administrative Information and Statistics', and 'Emergency and Disaster'. The 'School Safety' section is highlighted, and the 'School Health, School Safety, School Lunch Reference Notification Collection' page is selected. This page contains a list of notifications, including one about the new COVID-19 response measures for schools, dated September 26, 2024.

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/hotai-tsuchi.html>

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

28

その他(健康教育必携電子化)



最新の教育動向

- ・健康診断
- ・目の健康
- ・性に関する指導、「生命(いのち)の安全教育」

令和7年度 健康教育に関する研修会

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

29

令和7年度 健康教育に関する研修会

期日	研修会名	開催方法・会場
5月1日(木)～5月30日(金)	新任保健主事研修会	動画配信
5月27日(火)	養護教諭研修会	埼玉会館
6月13日(金)	学校保健主事研修会	埼玉会館
7月24日(木)	学校歯科保健研究大会及び学校歯科保健指導者研修会	オンライン
7月下旬～ 3月中旬	食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会 初級編	動画配信
7月30日(水)	学校健康教育推進研修会	県民健康センター
8月5日(火)	「性に関する指導」指導者研修会	オンライン
8月22日(金)～9月18日(木)	がん教育指導者研修会	動画配信
10月22日(水)	てんかんに関する研修会	オンライン
1月9日(金)	養護教諭研修会	埼玉会館
1月23日(金)	学校健康教育推進大会	さいたま市文化センター
未定	食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会 中級編	オンライン
未定	薬物乱用防止教育研修会	オンライン

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

30

その他(保険証の取扱い)

R6.3.26付け【事務連絡】高校教育指導課・保健体育課

「健康保険証の廃止に伴う修学旅行等が学校行事や部活動の合宿・遠征等における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について」

令和6年度第2回埼玉県教育局学校保健説明会

文部科学省「学校事故対応に関する指針」の改訂に係る報告方法について

令和 7 年 1 月 31 日付教保体第 1494 号「文部科学省『学校事故対応に関する指針』に係る県への報告方法について（通知）」

ア すべての学校管理下（登下校中も含む）において発生した**死亡事故**
 イ **意識不明（人工呼吸器装着、ICUに入る等を含む）**、**身体の欠損（歯を含む）**、**身体機能の喪失**
 ウ **治療に要する期間が30日以上**の負傷や疾病

事故の種別

- ・ 負傷・疾病
骨折、捻挫
創傷（切創・裂創等）
歯の欠損
火傷
アナフィラキシー
ショック 等
- ・ 交通事故（登下校中）
- ・ 熱中症
- ・ 自然災害
- ・ 暴力行為（被害） 等

○死亡事故、 命に関わる重大な事故

ア 死亡事故
 イのうち 意識不明（人工呼吸器装着、ICUに入る等を含む）

事故発生 → 担当課に速やかに
電話で事故発生 の報告 → 「基本調査」を実施
教育局に提出

○上記以外の場合

イのうち 身体の欠損（歯を含む）、身体機能の喪失
 ウ 治療に要する期間が30日以上

事故発生 → 報告フォームに
事故発生 の報告 → 「基本調査」を実施
教育局に提出

1

文部科学省「学校事故対応に関する指針」の改訂に係る報告方法について

令和 7 年 1 月 31 日付教保体第 1494 号「文部科学省『学校事故対応に関する指針』に係る県への報告方法について（通知）」

【基本調査】報告様式

1 ページ目

2 ページ目

【事故の再発防止に関する要因分析】

2 ページ目

「基本調査」報告様式

- 1 ページ目
…事故の概要等について記載
- 2 ページ目
…事故の再発防止策等を記載

- ※ 作成にあたって
- ・ 管理職等が、関係する教職員から聞き取り
 - ・ 担任や養護教諭等が、そばにいた児童生徒から聞き取り
 - ・ 聞き取りは3日以内を目途に実施
 - ・ 保護者に対し、1週間を目安に経過説明を実施
 - ・ 教育局に提出

2